



不妊治療助成事業について

問／福祉事務所子育て支援係
☎ 72-1123 (内線505・563)

本市では不妊治療費・不育症治療費を助成しています。

助成対象者

串間市内に住所のある夫婦（事実婚を含む）で、健康保険に加入している者であり、かつ串間市税などの滞納のない者

申請方法

申請に必要な書類は、窓口または市公式サイトからダウンロードしてご準備ください。

書類には医療機関で証明いただくものもあります。

- 一度、病院で治療費を全額支払った後、申請して助成金の支給となります。
- 不妊治療費助成金は、治療が終了した日を含む月の末日から6カ月以内に申請してください。また、治療中でも申請はできます。
- 不育症治療費助成金は、県の助成を受けた後、2カ月以内かつ治療を受けた年度の3月末日までに申請してください。
- 加入している健康保険組合に世帯の限度額の確認をしておいてください（高額療養費制度の対象となる場合は、不妊治療費・不育症治療費助成申請までに高額療養費の申請を済ませるか、申請する予定があることをお伝えください）。

対象治療	助 成 内 容	助成額の上限
不妊治療	不妊原因を調べるための検査費（どの検査が助成対象となるかは医療機関が証明します）	1年間に3万円まで
	・医療保険適用の治療費 ・治療の一環として行われる検査費 ・医療機関交付の処方箋による調剤費	1年間に5万円まで
不育症治療	自己負担額から宮崎県による助成額を差し引いた額 ※宮崎県が行っている治療費助成事業を先に申請し、助成を受けた後、2カ月以内に申請してください。	1回の妊娠期間で4万円まで

申請時に持ってくるもの

- ・申請書（対象治療により様式は異なります）
- ・治療受診等証明書（治療を行った医療機関、薬局が証明）（不育症治療費助成金の場合：県への申請時、県へ提出したものの写し）
- ・領収書（不育症治療費助成の場合：宮崎県助成金給付決定通知書）
- ・住民票（市民生活課で手続き：発行3カ月以内、夫婦の氏名・続柄が確認できるもの）
- ・完納証明書（税務課で手続き：申請者および配偶者2名分）
- ・保険証（申請者および配偶者2名分）
- ・申請者名義の通帳
- ・承諾書（公共料金の滞納がないことを確認するため）
- ・（事実婚の夫婦の場合）事実婚関係に関する申立書および2名分の戸籍謄本

子育て INFO

『子ども予防接種』

- 9価HPV（子宮頸がん）ワクチンが定期接種になりました

これまでは2・4価ワクチンのみ定期接種の対象でしたが、9価ワクチンも定期接種の対象となり、自己負担なしで接種ができるようになりました。

なお、キャッチアップ接種対象者も9価ワクチンが接種可能です。

【定期接種対象者】

小学校6年生～高校1年生：平成19年4月2日生から平成24年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成19年4月1日生までの女子

まだ3回接種がお済みでない対象者には5月上旬に個別通知しております。

- 4種混合ワクチンの接種時期変更について

4種混合ワクチンについては、生後3カ月から接種可能でしたが、4月1日より生後2カ月から接種可能になりました。

- おたふくかぜワクチン、日本脳炎ワクチンについて

まだお済みでない対象者にはおたふくかぜワクチンは5月上旬に、日本脳炎ワクチンは6月中に個別通知しております。お忘れないうちに計画的に接種を進めていきましょう。

- MR（麻疹・風疹混合）ワクチンについて

【麻疹注意喚起】

今年に入り、国内感染者数がすでに昨年1年間を上回りました。麻疹は麻疹ウイルスの感染により起こります。麻疹は感染力が強く、ワクチンを受けないでいると多くの人がかかり流行する可能性があります。麻疹の合併症として肺炎や脳炎などがあり、医療が発達した現代でも、感染者の1,000人に1人が死亡する重症の病気です。

麻疹はワクチン接種により予防できます。MRワクチンの接種時期は第1期（1～2歳未満）、第2期（小学校就学前の1年間【年長児】）の2回です。適正年齢になりましたら早めに予防接種を受けましょう。

ハッピー スマイル

もりやま まひな
森山 真愛ちゃん
(令和4年10月22日生)

森山 大輝・恵梨香さんの四女（北方地区）

甘えん坊なまひなちゃん。最近手はたたいたり、バイバイするしぐさを覚え、その姿がとてもかわいいです。4姉妹みんなの名前に、思いやりのある愛らしい「LOVE」な子に育ててほしいと願いを込めて「愛」を付けています。姉妹仲良くすくすく育ってね。そして、大きくなったらみんなで遊園地に行き、絶叫マシン乗ろうね！



子ども医療費助成制度について

問／福祉事務所こども政策係 ☎ 72-1123 (内線507)

助成資格対象者

串間市内に住所があり、健康保険に加入している0歳～中学生

※転出の際は、子ども医療費受給資格証を返還する必要があります。

助成内容

対 象	自己負担額	
	通院	入院
0歳から中学校卒業まで (中学校を卒業する年の3月31日まで)	0円	

※食事代、ベッド差額代、保険外診療などは除きます。

注 意

県内の医療機関を受診する場合	県外の医療機関を受診する場合
健康保険証と一緒に子ども医療費受給資格証を提示してください。 <u>自己負担金は発生しません。</u>	子ども医療費受給資格証は提示せず、 <u>自己負担分をお支払いください。</u> 後日払い戻しとなります。

●払い戻し申請の方法

次の①～③を市総合保健福祉センター福祉事務所こども政策係までご持参ください。

- ①領収書または証明書
- ②子ども医療費受給資格証
- ③子どもの健康保険証

インターネット
申請は
こちらから



※注意

- ★払い戻し申請は1年以内に行ってください。それ以降は払い戻しはできません。
- ★同じ医療機関ごとに1カ月分まとめて申請してください。後から支払い済み月分の払い戻しは行っていません。

注意 学校でけがをした場合

子ども医療費の助成対象外となります。子ども医療費受給資格証は提示せず、自己負担分をお支払いください。後日学校を通して手続きを行い、給付金を受け取ってください。

※誤って子ども医療費助成を利用した場合、返還金が発生します。

申請に必要なもの

- ①子どもの健康保険証
- ②保護者名義の通帳
- ③保護者のマイナンバーカード

※氏名、住所、健康保険証が変わったときには変更届の提出が必要です!! 変更手続きがお済みでないで使用できない場合もあります。お手続き忘れのないようにお願いします。



インターネット
での変更届は
こちらから



医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします

・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。

・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。

・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。

・お薬手帳を活用しましょう。

・「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」を活用しましょう。